

24食産第5549号  
平成25年2月21日

各都道府県担当部長 宛

農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制の解除について

マレーシア向けに輸出される食品につきましては、全ての日本産食品に対して産地証明が求められるとともに、福島県産の食品に対してはマレーシア側で全ロット検査が実施されておりましたが、今般、マレーシア保健省から、平成25年3月1日付けで同措置を解除するとの連絡がまいりました。

つきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号）及び「マレーシア向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成23年4月29日付23国際第134号）等によりお知らせしておりましたマレーシア側から求められる産地証明については、同日以降日本からマレーシアに向けて出港する貨物については不要になりますので、お知らせします。

なお、マレーシア保健省によると、今回の決定は過去3ヶ月間の日本産食品の放射性物質の検出状況を検討した結果であり、今後も日本産食品の放射性物質に関して継続的に監視するとのことであり、その結果によっては必要に応じて措置が講じられる可能性があります。